

院 内 掲 示

令和 7 年 4 月 1 日
鳥取県中部医師会立 三朝温泉病院

『療養担当規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等』は次の通りです。

【入院料に関する事項】

1. 当院の病棟別の看護職員（看護師及び准看護師）、看護補助者の時間帯毎の配置は次の通りです。

◇ 一般病棟（一般病棟入院基本料 急性期一般入院料2）

2-2病棟 「1日に13人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。」

- ・ 朝08時30分～夕17時30分まで、看護職員1人当たり入院患者さま 3人以内を受け持ちます。
- ・ 夕17時30分～夜21時30分まで、看護職員1人当たり入院患者さま10人以内を受け持ちます。
- ・ 夜21時30分～朝08時30分まで、看護職員1人当たり入院患者さま10人以内を受け持ちます。

◇ 療養病棟（療養病棟入院基本料 療養病棟入院料2）

3病棟 「1日に4人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と4人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次の通りです。」

- ・ 朝08時30分～夕17時30分まで、看護職員1人当たり入院患者さま 8人以内を受け持ちます。
看護補助者1人当たり入院患者さま 8人以内を受け持ちます。
- ・ 夕17時30分～朝08時30分まで、看護職員1人当たり入院患者さま23人以内を受け持ちます。
看護補助者1人当たり入院患者さま23人以内を受け持ちます。

◇ 回復期リハビリテーション病棟（回復期リハビリテーション病棟入院料1）

1病棟 「1日に13人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と6人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次の通りです。」

- ・ 朝08時30分～夕方17時30分まで、看護職員1人当たり入院患者さま 5人以内を受け持ちます。
看護補助者1人当たり入院患者さま14人以内を受け持ちます。
- ・ 夕17時30分～翌朝08時30分まで、看護職員1人当たり入院患者さま27人以内を受け持ちます。
看護補助者1人当たり入院患者さま27人以内を受け持ちます。

◇ 地域包括ケア病棟（地域包括ケア病棟入院料1）

2病棟 「1日に7人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次の通りです。」

- ・ 朝08時30分～夕17時30分まで、看護職員1人当たり入院患者さま 6人以内を受け持ちます。
- ・ 夕17時30分～夜01時00分まで、看護職員1人当たり入院患者さま14人以内を受け持ちます。
- ・ 夜01時00分～朝08時30分まで、看護職員1人当たり入院患者さま14人以内を受け持ちます。

【入院時食事療養（Ⅰ）及び入院時生活療養（Ⅰ）に関する事項】

➤当院は、入院時食事療養（Ⅰ）及び入院時生活療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については18時以降）、適温で提供しております。

➤当院の3病棟で医療区分1の該当者と1病棟で回復期リハビリテーション病棟入院料非対象者の、65歳以上の方に以下の食費（食材・調理コスト相当）と居住費（光熱水料相当）をお願いしております。

- ・食 費 510円（1食につき） ・居住費 370円（1日につき）

➤当院の3病棟で医療区分2・3の該当者と1病棟で回復期リハビリテーション病棟入院料対象者の、65歳以上の方に以下の食費（食材・調理コスト相当）と居住費（光熱水料相当）をお願いしております。

- ・食 費 510円（1食につき） ・居住費 370円（1日につき）

※ 指定難病の方の負担については従前と同額の負担額となります。

※ 所得の状況を斟酌して負担が軽減される方がありますので、市町村で減額認定証の交付を受けてください。

【明細書発行状況に関する事項】

当院では、医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を発行しております。

なお明細書は使用した薬剤や行われた検査の名称が記載されるものですのでその点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、医事課窓口にてその旨お申し出ください。

[中国四国厚生局長への届出事項に関する事項]

当院は、次の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

◎基本診療料の施設基準等

- ◆一般病棟入院基本料
（急性期一般入院料2）
- ◆療養病棟入院基本料
（療養病棟入院料2）
- ◆療養環境加算
- ◆療養病棟療養環境加算1
- ◆重症者等療養環境特別加算
- ◆急性期看護補助体制加算（25対1:看護補助者5割以上）
- ◆医療安全対策加算2
- ◆感染対策向上加算2
- ◆データ提出加算
- ◆入退院支援加算
- ◆診療録管理体制加算3
- ◆救急医療管理加算
- ◆せん妄ハイリスク患者ケア加算
- ◆認知症ケア加算
- ◆後発医薬品使用体制加算1
- ◆医師事務作業補助体制加算1
- ◆回復期リハビリテーション病棟入院料1
- ◆協力対象施設入所者入院加算
- ◆医療DX推進体制整備加算
- ◆地域包括ケア病棟入院料1及び地域包括ケア入院医療管理料1

◎特掲診療料の施設基準等

- ◆糖尿病合併症管理料
- ◆糖尿病透析予防指導管理料
- ◆開放型病院共同指導料
- ◆薬剤管理指導料
- ◆外来化学療法加算1
- ◆がん性疼痛緩和指導管理料
- ◆輸血管理料Ⅱ
- ◆医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術
- ◆在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- ◆脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術
- ◆往診料の注10に規定する介護保険施設等連携往診加算
- ◆在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注2に規定する遠隔モニタリング加算
- ◆下肢創傷処置管理料
- ◆CT撮影及びMRI撮影
- ◆検体検査管理加算（Ⅰ）
- ◆検体検査管理加算（Ⅱ）
- ◆無菌製剤処理料
- ◆がん治療連携指導料
- ◆輸血適正使用加算
- ◆外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- ◆入院ベースアップ評価料42
- ◆運動器リハビリテーション料（Ⅰ）
- ◆呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）
- ◆脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）
- ◆二次性骨折予防継続管理料1
- ◆二次性骨折予防継続管理料2
- ◆二次性骨折予防継続管理料3
- ◆プログラム医療機器等指導管理料
- ◆胃瘻造設時嚥下機能評価加算

◇手術に関する施設基準に係る手術実施件数（ ）内は、令和6年1月～令和6年12月に実施された件数

- ・脊髄刺激装置植込み術及び脊髄刺激装置交換術（0件）
- ・靱帯断裂形成手術（関節鏡下）（0件）
- ・靱帯断裂形成手術（0件）
- ・観血的関節授動術（0件）
- ・人工関節置換術（126件）

[DPC対象病院に関する事項]

当院は入院医療費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせるDPC対象病院となっております。
※医療機関係数 1.2917（基礎係数 1.0063 + 機能評価係数Ⅰ 0.1871 + 機能評価係数Ⅱ 0.0890 + 救急補正係数 0.0093）

[保険外負担に関する事項]

* 全て税込価格表示 *

当院では、以下の事項について、実費負担をお願いしております。

1. 各診断書料（1通あたり）

1,650円	死亡診断書（原本証明）	2,090円	日常生活用具支給意見書
2,200円	当院様式診断書、おむつ使用証明書、特別障がい者手当認定診断書（様式6号(三)）、通院証明書、領収証明書（6ヶ月未満）		
2,530円	健康診断書、医療照会書（肝炎訴訟）、病状経過書、受診状況等証明書、死亡診断書		
2,750円	領収証明書（6ヶ月以上）		
3,850円	身体障がい者申請診断書、特定疾患臨床調査個人票、交通災害共済診断書、障がい年金受給者現況届		
4,000円	障がい給付請求書、特別障がい者手当認定診断書		
4,950円	国民年金・厚生年金診断書		
5,500円	死体検案書、生命保険関係診断書・通院証、成年後見人申立診断書、外泊・外出証明書、自動車損害賠償保険後遺症診断書・医療照会、自動車損害賠償保険診断書・診療明細書		
11,000円	証明・意見書（医療照会）		
22,000円	照会・意見書（医療照会、複雑なもの）		

2. 各種予防接種料（1回あたり）インフルエンザ 4,160円 肺炎球菌 7,900円 新型コロナ 15,300円
帯状疱疹 22,000円

3. 診療情報開示料 コピー1面につき 22円 画像フィルム1枚につき 550円 画像CD1枚につき 1,100円
開示枚数に応じ手数料 2,200円 2,750円 3,300円 閲覧料 2,200円（医師立会いの場合30分ごと5,500円）

[保険外併用療養費に関する事項]

* 全て税込価格表示 *

1. 特別の療養環境の提供（当院の特別室は1人室で室料差額〔特別室料金〕は次のとおりです。）

3,300円	【2病棟】208 209	【2-2病棟】2213
4,400円	【1病棟】101 102 103 105 112 113 116 117	【2病棟】201 202 212 213 215 216 217 218 221
	【3病棟】301 302 306 307 310 311 312 313 315 316 317	

2. 入院期間が180日を超える入院

入院医療の必要性が低い患者さまの事情により180日を越えて入院（難病患者等入院診療加算を算定する患者等を除く）する患者さまについては180日を超えた日以降の入院料及びその療養に伴う世話その他の看護に係る料金として、下記の金額を徴収いたします。

- ・一般病棟（2、2-2病棟）一般・後期高齢者
- 2,722 円/日